

章	No.	意見の趣旨	意見の内容	意見に対する考え
総 則 的 事 項	1	世界の温室効果ガス削減への貢献	●北海道民の行動が世界のCO ₂ を減らすのだという、世界の脱炭素、ゼロカーボンを目指すというような気持ちを書いてはどうか。	●ゼロカーボン北海道の取組が北海道のみならず、世界の共通目標である温室効果ガス排出量の削減に寄与する旨を前文に盛り込むことを検討していきたい。
	2	「道民」の位置づけ	●国の地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律において、関係者を規定する条文の先頭に国民を位置付けるのは今までにない事例であり、条例の見直しでも第1条の目的の部分は、道民を先に記載するなど、位置づけを変えた方がいいのではないかと。	●地球温暖化対策推進法の一部改正により新たに規定された基本理念では、カーボンニュートラルの実現に向け、国民の理解や協力が大前提として、「国民」を関係する条文の先頭に位置づけられたことから、道としても同様に、道民を先頭に位置づけることを検討していきたい。
	3	経済との両立	●経済とか産業活動が過度に抑制されないように、バランスを取って進めていくことが非常に重要。	●ゼロカーボンとともに、生活の豊かさを実感しつつ、経済が発展し、持続可能な社会の実現を目指し、種々の取組を進めてまいりたい。
	4	影響産業への対応	●エネルギー転換が進むにあたり、地域から灯油の事業者がいなくなるなどの、過渡的に起こるであろうエネルギー難民をどう緩和・ケアしていくかということも必要ではないかと。	●道の推進計画における取組の基本的考え方では、地域の経済、社会、雇用への影響に十分配慮しながら進めることとしており、これを踏まえ対応してまいりたい。
	5	道民の意見	●若い人を含めた、道民一人ひとりが北海道の将来に対して意見表明ができるような場所が必要だと思う。	●2050年まで長期にわたり、世代を超えた取組が求められることから、今後とも若い方々を含めた多くの方々に意見を伺い、施策に反映してまいりたい。
	6	道の率先実行	●道も大量にエネルギーを消費する事業者であり、事業者・道民に努力義務を課すのであれば、まずは率先して再エネの利用を進めることが必要ではないかと。	●道の責務として、率先実行の規定について、引き続き盛り込むことを検討していきたい。
	7	補助金等の財政的支援	●削減目標実現のためには、補助や助成のような支援が必要ではないかと。	●国の補助制度等の活用に向けた情報提供・助言に加え、ゼロカーボン北海道の実現に向け、道として施策を推進していくために、必要な財政措置の確保について、新たな規定を検討していきたい。 ●なお、税制上の支援については、現在国で制度（再エネ発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税））を有しており、適宜、その活用に向けた助言を行うほか、必要に応じて国への要請についても検討していきたい。
	8		●再エネ施設を新設、増設した場合に、法人事業税を軽減するといった再エネ振興優遇税制の検討も必要ではないかと。	
	9	観光旅行者の定義	●北海道に滞在する方は、観光旅行者だけではなく、ビジネスの方もかなり多いと思うので「観光旅行者等」で括らず、ビジネスの方も明示したほうがよい。	●観光旅行者の定義について、観光旅行や余暇活動のほか、ビジネス活動で来道される方も多いことから、そうした方も包含する規定を検討していきたい。
	10	人づくり・環境教育	●小・中・高校の授業で温暖化対策の必要性や家庭での取組の事例を教育すべき。	●道民一人ひとりの理解と行動の実践が重要であり、児童生徒を対象とした環境教育をはじめ、専門的な知識や技術を身につける人材の育成など、幅広い世代を対象とした人づくり・環境教育の推進が必要なことから、道の責務に専門的知識、技術を有する人材の育成や環境教育及び学習の推進等について、規定の追加を検討していきたい。
	11		●子どもたちへの教育は学校教育でやっていくことが有効だと考えるが、プラスして大人に対してどのように教育、啓発していくのか。子どもを通して大人、家庭に浸透する方法や、大人と若い世代と一緒に何かをしていくという場をぜひ構築してほしい。	
計 画 等	12	進捗管理・目標へのアプローチ	●2030年温室効果ガス削減目標の達成に向けて、毎年モニタリングをしながらチェックして、思わしくなければ見直すようにしていかないと、数字的な実現は難しいのではないかと。	●条例に規定の推進計画における施策の点検については、毎年度の削減状況を算出した上で、定期的に環境審議会による評価をいただき、その後の施策に反映させていきたいと考えており、その旨を規定に盛り込むことを検討していきたい。
	13		●削減目標実現のためには、具体策とロードマップが重要。	

章	No.	意見の趣旨	意見の内容	意見に対する考え	
排出量報告制度	14	排出量報告制度	●排出量報告制度の意義や対象事業者の規模要件、事業者の利便性の向上と報告項目の拡充、データの有効活用については、事務局案のとおり検討していくことがよしいのではないかと見直しの論点もバランスが取れている。	<ul style="list-style-type: none"> ●排出量報告制度については、事業者の取組を一層促進するため、以下の事項を追加するなど、事業者が取り組みやすく、またインセンティブにつながる内容を検討していきたい。 ・特定事業者の対象範囲について、事務負担を考慮しつつ、規模要件を拡大 ・自主的な排出量の削減を促すための排出量の削減目標など、報告項目を追加 ・事業者の事務負担軽減を図るため、報告時期を法に合わせるとともに、電子化による簡易な方法での提出方法に見直し ・特定事業者以外の事業者にも簡易な方法で排出量を任意で報告できる制度の創設 ・他事業者の意識向上等につなげるため、計画書等の内容を分かりやすく公表 	
	15		●中小規模等への簡易版の算出・任意報告制度の関係は、中小企業の方々にもぜひやっていただくべき。中小企業の方々に過度の負担にならないように、簡易版の算出、あるいは、特に任意報告制度の規定は必要。一旦、任意の報告としておいて、負担がどの程度か分析した上で、定着度合いを見て義務化していくといった配慮が必要ではないか。		
	16		●道内の企業の99%近くは中小企業の方なので、温室効果ガス排出量報告制度の対象事業者を拡大してもカバー率は低い。中小企業に切り込んで、一緒になって進めていかないと目標を達成できないので、それほど負担のかからないようなやり方を工夫し、取組を広げていってほしい。		
	17		●排出量報告制度では報告事業者を増やす取組が必要ではないか。		
	18		●排出量報告制度は確実に報告してもらえるような方法を考えるべき。		
交通・自動車関係	19	公共交通機関等への転換	●現条例の第6章自動車使用に関する地球温暖化対策では「公共交通機関等の利用への転換」が最初にくる。「温室効果ガスの排出の量が少ない自動車の使用等」は電気自動車や水素自動車を考えていると思うが条文の順番も上になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関の利用への転換は、排出量の削減はもとより、地域の公共交通の維持につながることを期待されることから、引き続き、規定を検討していきたい。 ●なお、条文の順序等は、今後、法制審査の中で審査部局と相談してまいる。 	
	20		●「公共交通機関等の利用への転換等」と記載はあるが、北海道の公共交通機関の衰退からきっちり考えていく必要がある。		
	21・22	●説明義務	●アイドリングストップや自動車販売業者に対する説明義務について、これまでの成果がある程度見られたからもう要らないという判断はあるのか。		●国の温対計画や道の推進計画において、駐停車時のアイドリングストップによる適正利用やエコドライブの推進が規定されており、引き続き規定を検討することで、温暖化防止につながる運転等呼びかけていきたい。
	23	●次世代自動車	●EV充電器自体が再生可能エネルギー由来の電力でないと、環境に配慮しているといえないので、条文に再生可能エネルギー由来の文言も入れるべきではないか。		●再生可能エネルギーを活用し、走行時の二酸化炭素が排出しない、いわゆるゼロカーボンドライブの普及の促進について、新たな規定を検討していきたい。
	24・25	●運送・物流	●運輸部門では地域の特徴でモビリティはそれぞれ違ってこることから、条例の見直しの検討段階で、そういった観点もあるべきではないか。 ●JR貨物等のモーダルシフトは想定していると思うが、他府県ではターミナル駅も減少しているという実態もあることから慎重に検討するべき。		●物流における排出削減を図るため、効率性の高い輸送方法を選択するなどの事業者の努力が必要となることから、物流に係る新たな規定を検討していきたい。

章	No.	意見の趣旨	意見の内容	意見に対する考え
再生可能エネルギー	26	再生可能エネルギー(報告項目)	●小売電気事業者からの報告項目では「電源構成」についても入れていただきたい。	●エネルギー供給事業者による再生可能エネルギーの供給量拡大を促すため、再生可能エネルギー計画書等について、電力の種類別(太陽光・風力・水力等)調達量の項目の追加を検討していきたい。
	27		●北海道の人工林は利用する時期にきているが、そこで全部切ってしまうと、またしばらくの間利用できなくなり、いかに平準化するかが非常に重要。条例の中でも何かしらの文言として必要ではないか。	
森林保全等	28	森林の保全・整備等	●森林によるCO2吸収量が樹齢等の事情はあるが、減少傾向にあることから、道産材の利用促進や植林の推奨が必要ではないか。	●森林整備の推進や保全の確保等を図りつつ、森林資源の循環利用を図る取組の推進や、建築物への道産木材の利用の促進について、新たな規定を検討していきたい。
	29		●2050年には現在人が住んでいる約50%の場所で住まなくなると言われている。人が住まなくなった場所や閉鎖したスキー場など未利用地に植林し森林を再生させる視点も必要ではないか。	
	30	農業	●農業などの一次産業対策については、条例としての目立つようなところであってよいと思う。	●本道の二酸化炭素排出量の3割を占める産業部門のほか、業務部門などの排出削減を図るため、業種に応じた排出削減の対応を促す新たな規定を検討していきたい。 ●農業分野における地産地消の取組は、原材料や製品の輸送に係る排出削減に貢献することから、現条例における道の取組の推進に加え、新たに道民などの消費者にも積極的な地産地消に努める規定を検討していきたい。
	31		●遠距離輸送の減少によるCO2排出量の削減につながる農産物の地産地消の推進や食料・肥料や飼料の道内生産の推進が必要。	
	32		●スマート農業の推進が必要。	
	33	ブルーカーボン等	●ブルーカーボンは政策に使えるものが出てきていないという認識だが、条例に書くと考慮できる見通しが立つととれないか。	●ブルーカーボンについて、温室効果ガスの吸収・固定量の算出方法は一部を除き未確定ではあるが、国の温対計画では、吸収源としての大きなポテンシャルを期待するとし、効果的な藻場・干潟の保全・創造対策、回復等を推進することとしている。 また、道の推進計画においても、中期目標において、本道の強みを活かしたブルーカーボンなどの取組により、国の気候変動対策に貢献していくこととしている。 ●本道は広大で豊かな海洋環境に恵まれており、二酸化炭素の吸収・固定源として期待されるブルーカーボンの取組の推進、その効果の普及・啓発などの情報の提供を図ることが必要であることから、新たな規定について検討していきたい。
34		●ブルーカーボンについては触れているが、湿地については触れられていない。	●国の温対計画において、湿地については、森林や草原と同様に、多くの炭素を固定しており、生態系の保全・再生を進めることで、健全な生態系による吸収能力を高めることとされている。 ●ブルーカーボンと併せ、湿地等の吸収・固定源についても、その効果の普及や啓発などの情報の提供を図ることとする新たな規定を検討していきたい。	

章	No.	意見の趣旨	意見の内容	意見に対する考え
ライフスタイル等	35	道民等の取組	●消費者が主体的に行動を選択できるような、行動変容を促す何かがほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭部門の削減を図るため、道民自らが排出量を把握し、これまでの行動を変容し、排出に応じた対策を講じることが重要であり、その旨を規定に盛り込むことを検討していきたい。 ●温室効果ガスの排出量の少ない製品・サービスの開発、販売、提供に努める新たな規定を検討し、製品・サービスの開発等を促進していきたい。 ●事業者の環境に配慮された製品・サービスの提供に対し、消費者としてもそうした製品を選択していく努力が必要なことから、引き続き、環境物品の購入等を促進する規定を検討していきたい。 ●エシカル消費の促進について、温室効果ガスの排出量の削減に向けた行動の一つとして、今後の施策、取組として検討していきたい。
	36		●製造業界に次ぐCO2排出量なのがアパレル・ファッション業界と言われており、例えばその衣類を製造する際のCO2排出量など購入する際の選択の基準となるようなラベルがあると良い。	
	37		●我々道民は世界中からものを買っている消費者である以上、世界中のCO2を下げましょうという意気込みでこのライフスタイルのところに書いてもよい。	
	38		●エシカル消費についても検討してほしい。	
	39	エネルギー使用量の把握	●エネルギー使用量の把握については、特に若者に対する取組が重要。取り組みやすい方法を検討してほしい。	●道民が地球温暖化対策を自分事として捉え、行動を見直すことが重要であり、そのためには自らの排出量を把握し、排出に応じた対策を講じることが必要であり、また、排出量の見える化などの主体的な取組の推進につながる分かりやすい形での情報の提供を行うなどの規定を検討していきたい。
	40	廃棄物の抑制	●直接埋立てをできるだけ抑制してバイオガス化を図るといった方向性や、有機汚泥、下水汚泥、し尿等の有効活用をできるだけ図るといった方向性も循環産業にはあってもよい。	●廃棄物による二酸化炭素排出量を削減するため、焼却だけではなく埋立についても処理量を抑制するよう、廃棄物の排出抑制をはじめとする3Rを推進するための新たな規定を検討していきたい。
41	冷暖房時の温度	●温度規定については、温暖化防止の観点で検討するとともに、北海道も夏場は非常に暑くなってきたので、暖房だけでなく冷房についてもあわせて検討してはどうか。	●暖房のほか、冷房についても地球温暖化に配慮した適切な温度とする旨を規定に盛り込むことを検討していきたい。	
気候変動適応	42	適応の記載	●緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか。緩和策と適応策の調和的になるように記載するべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスを削減する緩和策とともに、両輪となって進めるべき適応策に関して、気候変動適応に関する施策の推進や気候変動適応センターについて、新たな規定を検討していきたい。 ●適応センターの目的等について、気候変動適応を推進するため、本道の気候変動影響や気候変動適応に関する情報収集、整理、分析、提供及び技術的助言を行う拠点とすることを規定していきたい。
	43		●適応は条例では位置づけられていないと書いてあるのは、別個に枠組みをつくるのか。	
	44		●適応センターの設置について、何を指すのかの記載が必要ではないか。	